

個人住民税等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書における記載誤りについて

令和7年5月15日及び6月3日に特別徴収義務者（事業主）を通じて納税者（従業員）の方に送付しました令和7年度の個人市民税・県民税・森林環境税に係る特別徴収税額決定・変更通知書（以下「通知書」といいます。）のうち、eLTAX（※）によりデータ送信した約13万4千人の通知書における税額の「県民税・所得割額」の欄について、プログラムミス及び確認不足により、金額があるにもかかわらず、誤って「0円」と記載していたことが納税者からの連絡により判明しましたので報告いたします。なお、納入していただく年税額及び各月の特別徴収税額への影響はありません。

また、対象の方には、6月17日に改めて修正した通知書をeLTAXによりデータ送信いたします。

（※）eLTAX…地方税のオンライン手続のためのシステム

1 対象者数

納税者数 133,532人（特別徴収義務者数 7,687社）

〔5月15日送信分 132,811人（7,475社）〕
〔6月3日送信分 721人（212社）〕

（参考）通知書全体の送付件数（書面・データ送信分合計）

納税者数 660,378人（特別徴収義務者数 111,480社）

2 経過

- 5月15日（木） 令和7年度の通知書（当初）を特別徴収義務者宛てにデータ送信
- 6月3日（火） 令和7年度の通知書（追加）を特別徴収義務者宛てにデータ送信
- 6月11日（水） 納税者（1人）から通知書の記載に誤りがある旨の連絡
- 6月12日（木） 市税システムの運用保守委託業者（※）による調査の結果、「県民税・所得割額」の欄について、金額があるにもかかわらず「0円」と記載していることが判明
- 6月16日（月） 「県民税・所得割額」の欄以外や税額に誤りのないことを確認

（※）運用保守委託業者

富士通 J a p a n ・ F L C S 川崎市市税システム再構築・運用保守業務共同企業体
（本社所在地）

富士通 J a p a n 株式会社：川崎市幸区大宮町1番地5
F L C S 株式会社：千代田区神田練堀町3番地

3 原因

運用保守委託業者が、令和7年度の通知書のうち、データ送信分の通知書に記載するプログラムを修正した際に、「県民税・所得割額」を誤って「0円」となるように設定していました。

また、本市職員による確認の際、「県民税・所得割額」に変更があると想定していなかったため、その誤りを発見できなかったことによるものです。

4 影響

市税システムの税額は正しく登録されておりますが、データ送信分の通知書における「県民税・所得割額」の記載に誤りがあったものです。年税額及び各月の特別徴収税額への影響はありません。

5 今後の対応

本日6月17日、お詫び文と併せて、修正した通知書を特別徴収義務者宛てにeLTAXによりデータ送信します（郵送料はかかりません）。

6 再発防止策

eLTAXによりデータ送信する通知書の各項目を確認できるチェックリストを新たに作成し、組織的なチェックを徹底します。

また、運用保守委託業者に対しても、プログラム内容の確認体制を強化するよう6月12日に指示しました。

【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 児玉

電話 044-200-2218

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和7年5月15日

氏名				住所			
				様			
受給者番号			指定番号			宛名番号	

あなたの特別徴収税額を次のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても取消訴訟を提起することができます。

所得	給与収入	5,100,000	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	
	給与所得(所得金額調整控除後)	3,640,000		農業	
	その他の所得計	0		不動産	
	総所得金額①	3,640,000		利子	
				配当	
				給与	
				雑	
				譲渡・一時	

課税標準	総所得③	2,450,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料	760,000	配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	430,000
	地震保険料		所得控除合計②	1,190,000

扶養親族該当区分	特定	本人該当区分	未成年者	
	同老		特障	
	老人		他障	
	16歳未満		寡婦	
	その他		ひとり親	
	同障		勤労学生	
	特障		控配	
他障	老配			
			繰越損失	

税額	市区町村	税額控除前所得割額④	1,960,000	特別徴収税額⑨	2,484,000
		税額控除額⑤	2,000	控除不足額⑩	0
		所得割額⑥	1,940,000	既充当・既委託納付額⑪	0
	都道府県	均等割額⑦	3,000	既納付額⑫	0
		税額控除前所得割額④	496,120	差引納付額⑬	2,484,000
		税額控除額⑤	5,000	(⑨)-(⑫)-(⑬)	
		所得割額⑥	0	変更前税額⑬	
		均等割額⑦	13,000	増減額(⑨-⑬)	
		森林環境税額⑧	1,000	変更月	

納付額	6月分	207,000	12月分	207,000
	7月分	207,000	1月分	207,000
	8月分	207,000	2月分	207,000
	9月分	207,000	3月分	207,000
	10月分	207,000	4月分	207,000
	11月分	207,000	5月分	207,000

「県民税・所得割額」欄(100円未満切り捨て)
(正)49,100円⇒(誤)0円
※年税額及び各月の納付額に影響はありません

(摘要)